

衣浦東部広域連合委託業者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、衣浦東部広域連合が施行する委託業務の請負業者(以下「委託業者」という。)の入札業者等の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(発注基準)

第2条 指名競争入札に参加させる指名業者数の発注基準は、別表のとおり定めるものとする。

(委託業者の選定)

第3条 委託業者を選定しようとするときは、物品購入等業者名簿の中から選定するものとする。

2 委託業者の選定は、次の各号に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 業者名簿に登載された以降における不誠実な行為の有無及び経営状況
- (2) 資本金、従業員数及び事業実績
- (3) 手持ち業務の状況
- (4) 当該業務における技術的適正
- (5) 業者名簿に登載された以降における安全管理及び労働福祉の状況

(指名選定除外)

第4条 資格審査を受けた業者で衣浦東部広域連合入札参加資格等停止基準(平成15年4月1日施行)第3条及び第8条の規定に該当する者は、指名業者から除外するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

発注基準

予 定 価 格		指名業者数
50万円を超え	300万円以下	3人以上
300万円を超え	500万円以下	5人以上
500万円を超え	3,000万円以下	6人以上
	3,000万円超え	7人以上